

熊谷市早期不妊検査費等助成事業のご案内



令和3年度版

◎令和3年4月1日以降に終了したご夫婦で受けた不妊検査及び不育症検査の費用の一部を助成します。

対象検査	助成内容	対象年齢	助成額・回数
不妊検査	夫婦そろっての不妊検査を助成	妻の年齢 43歳未満	3万円まで（千円未満切り捨て）夫婦につきそれぞれ1回限り助成
不育症検査	夫婦そろって又は妻のみが受けた不育症検査を助成		

1 対象となる検査

医師が、不妊症又は不育症の診断のために行う一連の検査が対象です。

- ① 夫婦（※）が共に受けた不妊検査若しくは不育症検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査期間が1年以内であること。
- ② 泌尿器科の医師が実施した検査も含まれます。
- ③ 医療保険適用・適用外は問いません。
- ④ 特定不妊治療の一環の検査は、対象外です。

※令和3年4月1日以降に終了した検査については事実婚も対象となります。

2 助成金の申請

「熊谷市早期不妊検査費等助成金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて、申請窓口（2ページに記載）へ申請してください。郵送による申請は受け付けておりません。

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため当面の間、郵送での申請を受付けます。）

- ① 「戸籍全部事項証明（戸籍謄本）」（婚姻が確認できるもの。）又はそのコピー（ただし、事実婚の方については婚姻していないことがわかるもの）
- ② 申請者の「住民票の写し」又はそのコピー（本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から3か月以内に限る。）。ただし、熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③ 不妊検査実施証明書（様式第2号）又は不育症検査実施証明書（様式第2号の2）
- ④ 事実婚関係に関する届出書（事実婚の夫婦のうち住民登録上で同一世帯でない場合のみ）
（令和3年4月1日以降に終了した検査について該当します。）
- ⑤ 検査費の領収書（原本）
- ⑥ 熊谷市早期不妊検査費等助成金請求書
- ⑦ 振込先口座番号のわかるもの
- ⑧ 朱肉を使用する印鑑

【お問い合わせ先】 熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601

（熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター内2階）【申請窓口は2ページ参照】

3 対象者

次の①～③の要件の全てに該当する方が対象です。

- ① 夫婦（※）の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 検査を開始する日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

※令和3年4月1日以降に終了した検査については事実婚も対象となります。

4 助成の内容

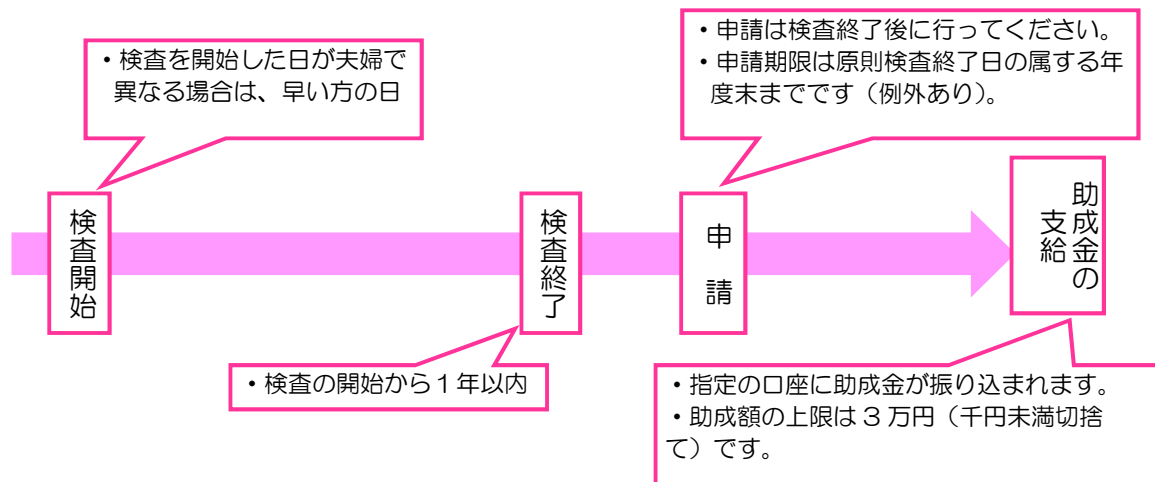
不妊検査・不育症検査に係る費用の自己負担額に対して、夫婦一組につき3万円（千円未満切り捨て）を上限にそれぞれ1回限り助成します。

5 申請期限

検査が終了した日の属する年度末（3月31日）までに申請してください。

◎令和4年1月1日から3月31日までの期間に終了した場合に限り、令和4年6月30日まで申請を受け付けます。

◎検査から助成金支給までの流れ



不育症とは・・・

妊娠はするけれど、流産を繰り返したり、死産になってしまうこと、早期新生児死亡（生後1週間以内に赤ちゃんが死んでしまうこと）がある場合を不育症と定義しています。

【申請窓口】 受付時間 平日 8:30～17:15
熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601
（熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階）
熊谷市 市民部 母子健康センター ☎ 048-525-2722
（熊谷市大原1-5-36）

その他の助成事業

① 埼玉県不妊治療費助成事業

◎対象治療：特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療

助 成 内 容	対 象 年 齢		助 成 回 数
特定不妊治療	出生ごと1回目に受けた助成の治療開始時	妻の年齢 40歳未満	43歳になるまで出生ごとに6回まで
		妻の年齢 40歳以上	43歳になるまで出生ごとに3回まで
男性不妊治療	詳しくは県ホームページをご覧ください。		

◎助成金の上限

治 療 区 分			県 の 補 助 額
特定不妊治療	A	新鮮胚移植を実施	30万円
	B	凍結胚移植を実施	
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円
	D	体調不良等により移植の目途が立たず治療終了	30万円
	E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止	
	F	採卵したが卵が得られないため又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円
男性不妊治療			30万円

詳しくは「[埼玉県不妊治療費助成事業のご案内](#)」をご覧ください。

申請窓口・お問い合わせ：熊谷保健所 熊谷市末広3-9-1 ☎048-523-2811

② 熊谷市不妊治療費助成事業

対象治療：特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療

住所要件：夫婦双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。

所得要件：夫婦の前年における所得の合計金額が730万円未満であること。

助成金の上限：特定不妊治療費及び男性不妊治療費から治療区分に応じた県の補助額を控除

した額に対し、1年度当たりそれぞれ10万円を限度に通算5年度助成します。

※令和3年1月1日以降に終了した治療については所得要件はなく、事実婚も対象となります。

詳しくは「[熊谷市不妊治療費助成事業のご案内](#)」をご覧ください。

申請窓口・お問い合わせ：健康づくり課 ☎048-528-0601

③ 熊谷市不育症治療費助成事業

不育症のために出産に結びつかない夫婦に対し、不育症治療費用の一部を助成します。

対象治療：保険給付又は短期給付の対象とならない不育症治療

助成金の上限：1年度当たり30万円を限度に通算5年度助成します。

詳しくは「熊谷市不育症治療費助成事業のご案内」をご覧ください。

申請窓口・お問い合わせ：健康づくり課 ☎048-528-0601

不妊・不育症相談窓口

◎埼玉県不妊専門相談センター（専門医による面接相談）電話予約 要 ☎049-228-3674

場所：川越市鴨田 1981 埼玉医科大学総合医療センター内

◎不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル（助産師による電話相談）電話 ☎048-799-3613

◎熊谷保健所（埼玉県不妊治療費助成金に関すること）

場所：熊谷市末広3-9-1 電話 ☎048-523-2811

埼玉県の指定医療機関及び助成対象医療機関は下記のホームページでご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/welcome_baby.html

埼玉県以外の指定医療機関は下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

《参考：不妊検査の例》

- ・基礎体温測定・超音波検査
- ・頸管因子検査（頸管粘液検査、フーナー検査等）
- ・卵管疎通性検査（卵管通気・通水法、子宮管造影等）
- ・クラミジア抗体検査あるいは核酸増幅検査
- ・内分泌検査（ホルモン値等測定）
- ・精液検査等
- ・その他

《参考：不育症検査の例》

- ・子宮形態検査（^{ちつ}経膈超音波、子宮卵管造影、子宮鏡）
- ・内分泌検査（甲状腺機能、糖尿病検査）
- ・抗リン脂質抗体（抗カルジオリピンβ2 グルコプロテイン I 複合体抗体、ループスアンチコアグラント、抗 CLlgG 抗体、抗 CLlgM 抗体、抗 PEIgG 抗体、抗 PEIgM 抗体）
- ・凝固因子検査（第Ⅶ因子活性、プロテインS活性又は抗原、プロテインC活性又は抗原、APTT）
- ・その他
- ・夫婦染色体検査

熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601

（熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階）